

当座勘定規定\_新旧対比表

(下線部：改定箇所)

改定前	改定後
<p><b>第7条 手形、小切手の支払</b></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p><b>第7条 手形、小切手の支払等</b></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出または登録の印章により、記名押印して提出してください。</u></p> <p><u>(5) 前2項の払戻しの手続に加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>
<p><b>第10条 支払の選択</b></p> <p>同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>	<p><b>第10条 支払の選択</b></p> <p>同日に<u>数件</u>の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>
<p><b>第12条 手数料等の引落し</b></p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。</p>	<p><b>第12条 手数料等の引落し</b></p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。</p>
<p><b>第17条 印鑑照合等</b></p> <p>(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p><b>第17条 印鑑照合等</b></p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>